



平成24年2月10日

各 位

会 社 名 株式会社 アテクト
代表者名 代表取締役社長 小高 得央
(J A S D A Q ・ コード 4 2 4 1)
問い合わせ先 取締役 前田隆美
T E L (072) 967 - 7000 (代表)

元従業員による不正取引に関する会計処理等に関するお知らせ

平成 23 年 12 月 26 日「元従業員による不正取引に関するお知らせ」に関連して、平成 24 年 3 月期第 3 四半期における会計処理についてお知らせいたします。

記

1. カード会社からの請求に対する方針

平成 23 年 12 月 15 日に発覚した当社元従業員が会社に無断で契約した法人コーポレートカードを利用した取引（以下「当該不正取引」という）に基づき、当社に対して、130,050,000 円のカード利用料の請求がされております。

当社としてはこれらの請求については、当該元従業員が私的に資金を流用していたものであり、当社としてはこれらの債務を負うべき理由はないと認識しておりますが、これらの支払い請求に応じなかった場合のリスクを考慮し、平成 24 年 1 月に、請求のあったカード会社に対しては仮払処理を順次進めてまいりました。

今後、カード会社に対しては債務の有無について法的判断を求めることを含め、対応して参る予定であります。

2. 過年度決算について

当該不正取引は、個人による法人コーポレートカードの私的流用であり当社に資金が還流していないことから、当社として負担すべき債務が存在していないと考えていること、及び当社の会計帳簿にその取引が反映されない簿外取引であったことから、監査法人と調整した結果、当社の過年度の損益には影響を与えないものであると認識しておりますので、当社の過年度の決算についての修正は行わず第 4 四半期において仮払処理を行います。

3. 当第 3 四半期決算について

上記 1. の状況に鑑み、カード会社に対しては、当社の債務不存在を前提として法的判断を求めることも検討しておりますが、その手続きの結果によっては、当社において当第 4 四半期において行う仮払いに対する引当金処理が生じる可能性があります。ただし、現時点におきましては、かかる損失額を合理的に見積もることはできません。そのため、当第 3 四半期報告書においては、貸借対照表にカード会社からの請求額について、以下の注記を行っております。

「当社元従業員が会社が無断で契約した当社名義のコーポレートカードの不正な私的流用が発覚しましたが、当社としましては、当社が負うべき債務は存在しないことを前提に、当社の主張の正当性を裏付ける法的判断を求める手続きを進めております。

なお、当社における調査の結果判明しました不正使用額は、130,050 千円であり、当該不正使用額についてはカード会社による当社への訴訟の提起等が行われる可能性など、追加的なリスクの発生を回避するため、平成 24 年 1 月に当社からカード会社へ仮払処理を行っておりますが、訴訟の結果によっては当該支払額の一部について回収不能額が生じる可能性があります。」

4. 今後の対応等について

当社の業績への影響、今後の対応等、決定次第、開示させていただきます。

各位におかれましては引き続きご支援ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

以 上